

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
大気汚染防止法第14条第1項	ばい煙発生施設の構造等の改善命令又は施設の使用停止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認められるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。